

中間報告書に対する検討委員会の意見について

1 すべての意見を提出すべき

- ・千余りの意見はこれまで検討委員会で検討してきた意見の集大成であり、中間報告として、全ての意見を提示すべき。
- ・最低限、資料編として全ての意見を提示すべき。

2 参加者に分かりやすい報告書にすべき

- ・現段階での項目の取りまとめであっても分かりにくい。もっと分かりやすい内容とすべき。
- ・現段階での項目ごとの取りまとめ内容を提示すべき。

3 これまでの検討経過を示すとともに、参加者に分かりやすい報告書にすべき

- ・資料4 - 1のような意見集約の過程も示すべき。
- ・全ての意見を大きな模造紙に提示し、意見集約の過程を示すべき（壁面に張る）
希望者には全ての意見を提示した資料を配布

最終的には作成委員会における判断に委任